

## 第19回軽米町議会定例会

令和7年12月10日（水）  
午前10時00分 開議

### 議事日程

日程第 1	議案第 1号	令和7年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分 に関し承認を求ることについて
日程第 2	議案第 2号	軽米町議會議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 3号	軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する條 例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 4号	軽米町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例
日程第 5	議案第 5号	軽米町火入れに関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 6号	軽米町水道事業給水条例及び軽米町下水道条例の一部を改 正する条例
日程第 7	議案第 7号	令和7年度軽米町一般会計補正予算（第5号）
日程第 8	議案第 8号	令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）
日程第 9	議案第 9号	令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）
日程第 10	議案第 10号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 11	議案第 11号	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例
日程第 12	議案第 12号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例
日程第 13	議案第 13号	会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する 条例
日程第 14	議案第 14号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 15	議案第 15号	令和7年度軽米町一般会計補正予算（第6号）
日程第 16	議案第 16号	令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第3 号）
日程第 17	議案第 17号	令和7年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 18	議案第 18号	令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第19 議案第19号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第20 総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査

日程第21 人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査

日程第22 委員会の閉会中の所管事務調査

○出席議員 (12名)

1番 田 中 祐 典 君	2番 甲 斐 錦 康 君
3番 上 山 誠 君	4番 西 館 徳 松 君
5番 江刺家 静 子 君	6番 中 村 正 志 君
7番 田 村 せ つ 君	8番 茶 屋 隆 君
9番 大 村 稲 君	10番 細谷地 多 門 君
11番 本 田 秀 一 君	12番 松 浦 満 雄 君

○欠席議員 (なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山 本 賢 一 君
副 町	長	江刺家 雅 弘 君
総務課	長	日 山 一 則 君
政策推進課	長	野 中 孝 博 君
政策推進課主幹		鶴 飼 義 信 君
会計管理者兼税務会計課長		寺 地 隆 之 君
税務会計課主幹		於 本 博 之 君
町民生活課長		輪 達 ひろか 君
健康福祉課長		竹 澤 泰 司 君
健康福祉課主幹		日 向 安 子 君
産業振興課長		輪 達 隆 志 君
地域整備課長		神 久 保 恵 藏 君
水道事業所長		神 久 保 恵 藏 君
教育委員会教育長		久 保 館 智 克 君
教育委員会事務局教育次長		古 館 寿 徳 君
選挙管理委員会事務局長		日 山 一 則 君
農業委員会会長		笛 山 結 実 男 君
農業委員会事務局長		輪 達 隆 志 君
監査委員員長		日 山 充 君
監査委員事務局長		関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関 向 孝 行 君
議会事務局主任	竹 林 亜 里 君

議 会 事 務 局 主 事 補

向屋 敷 莓 君

---

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
本日付で、総務教育民生常任委員長から閉会中の継続審査申出書、人口減少・少子化対策調査特別委員会、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。  
いずれも配布してありますので、朗読は省略いたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号から議案第19号までの質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。  
議案第1号から議案第19号までの議案19件については、12月1日及び12月5日の本会議において説明が終わっておりますので、質疑から行います。  
日程第1、議案第1号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めるについてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第1号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めるについてを採決します。この採決は起立によって行います。  
議案第1号は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第1号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第4号）の専決処分

に関し承認を求めるについては、承認することに決定しました。

日程第2、議案第2号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第2号 軽米町議会議員及び軽米町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第3号 軽米町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号 軽米町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江刺家静子君。

○ 5 番（江刺家静子君） 議案第 4 号 軽米町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というので、これが今新しく出されたわけですけれども、最初の日に、この内容について説明をいただきましたけれども、よく理解できなかつたのと内容に少し問題があるのではないかということでお聞きします。

これは、国のことども誰でも通園制度というのに基づいた条例の作成なのですが、ことども誰でも通園制度というのを適用させるこの条例は、条例というかこの制度は、この制度をつくって利用するのは、これは必ず市町村にかけられた義務化なのか、または任意なのか、1つはお伺いします。

2 つ目は、この制度をつくった場合に、制度の申請や給付の認定などの利用方法については、どうなっているか。

それから 3 つ目は、この制度を利用して保育園を利用する子供たちなのですが、保育が今の保育所の体制で混乱なく実施できるのか。保育現場の保育士、現場の皆さんと人的な体制などについて、またはいろんな条件があると思うのですが、設備とか、できる見通しなのか、お伺いします。

軽米町には花のまち軽米こども園と、小軽米保育園と晴山保育園の 3 つの保育業務をやっているところがあるわけですけれども、3 園で行うのか、お伺いします。

それから 4 つ目ですが、現在実施している一時預かり制度との関係はどうなるのか、お伺いします。

それから、5 つ目です。事故が起こった場合の責任や保険などはどうなるのか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） それでは、答弁を健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） それでは、ただいまの江刺家議員のご質問にお答えします。

1 つ目でございます。こちらの今回の制度は任意なのか、義務なのかということでございますけれども、こちらにつきましては、令和 8 年度より全国の全ての自治体に導入が義務づけられているものでございます。

続きまして、制度の申請から利用についてというご質問でございます。こちらにつきましては、初めに、町に利用登録申請を行います。その後、園と保護者が利用前の面談を行った後に利用が可能となる制度でございます。利用する際には、事前に利用の予約を行う事業となっております。

3 つ目でございます。混乱なく実施できるのかどうかというご質問でございます。あと 3 園で実施するのかというご質問でございます。こちらにつきましては、現在一時預かりを行っている花のまち軽米こども園での実施を見込んでおります。事前に園のほうとは、現在も話し合い、打合せを進めているところでございます。こちら

の制度は、利用登録して、事前面談をして、あと利用予約を得てからの利用となるために、園のほうで混乱が起こることはないのかなというふうに考えております。

人的、今後園のほうと細かい内容のほうは詰めて実施に向けて相談していきたいと考えております。

現在行っている一時預かり制度とはということでございますけれども、こちらにつきましては、親御さんの突発的な予定、通院なり、そういう理由があるときに園のほうでお預かりするという制度でございまして、こちらの一時預かりの制度は、保育をできない方が利用する制度で、こちらの新しい制度につきましては、理由にかかわらず利用できる制度ということですので、今後については、一時預かり制度と今回の新しい制度、両方を実施していく予定で考えております。

最後に、事故があった場合の責任や保険はどうなるのかということでございます。現在全園児に対しては、日本スポーツ振興センター等加入いただいております。今後につきましても、責任については、在園児と同様の対応となると思っております。保険については、今後、ちょっと他の市町村等からもお話を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

○5番（江刺家静子君） 今のこども誰でも通園制度というのは、6か月から3歳の誕生日というか、満3歳になるまでということが適用になるようですが、そうすると、一時預かりの期間というか、また違うと思います。何かいろんな情報によると、1か月10時間で1回2時間とかというのがありますけれども、2時間預けて、2時間泣きっ放しということもあるかと思うのですが、これまで、今令和7年度なわけですけれども、令和5年、令和6年、令和7年と、何か3か年で試用期間といいますか、試しにやってみるというのが制度の中にあったようですけれども、そういうのは利用したか、利用したというか、お試し制度というかをやったことはあったでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えします。

令和6年度、令和7年度でお試しで実施したことはあるかというご質問でございます。こちらについては行ってございません。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君、3回目でございます。

○5番（江刺家静子君） 一時預かり制度を利用できればよかったと思うのですが、この一時預かり制度は、いろいろ保育で問題があるというか、課題があるという人たちを預かっているという制度で、これからやろうとする6か月から3歳までの子供の

預かりというのは、そういう条件はなくて、多分お母さんがちょっとリフレッシュしたいからとか、ちょっと用足し、買物に行きたいからということで預けてもいいというような制度なようです。そういうふうに、対象者がたしか保育園に行っていない子が十四、五人と、最初のとき聞いたような気がいたしますが、保育園で状況を見て、今回は預かりませんとか断ることはできるのでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの江刺家議員のご質問です。

園のほうで断ることはないかというご質問でございますが、こちらにつきましては、現在の保育園の定員の範囲内で、こちらの事業のほうの実施を検討しておりますので、まず定員を超えるようであれば、お引受けできない場合もあるのではないかというふうに考えております。

いずれにしましても、事前に申請をいただきますので、その時点で園のほうと相談して対応のほうを決めさせていただくという制度でございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

中村正志君。

○6番（中村正志君） 私も不勉強で理解しておりませんけれども、乳児といいますから、3歳未満児の方々のことだと思うのですけれども、今現在でも軽米町では未満児の方々もお預かりしているという、保育している状況だと思うのですけれども、軽米町の現状において、この条例というのは、どのように変わることなのかなという、そんなに軽米町の場合は変わり映えがないのかなと、それだけのことがなされているのではないかと私はちょっと感じたりしたのですけれども、これは国全体の部分の中での課題を整備しようとしているので、軽米町の場合、これをつくったことによって、どのように変わるのが、変更点等があればお知らせいただきたい。

あわせて、設備等がまた不足している部分がどういうことがあるのか、今後新たにやらなければならぬというふうなのが今課題としてあるのかどうか、それを含めてお知らせいただければと思います。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 中村議員のご質問にお答えします。

現在の施設の設備状況等で課題はあるのかというご質問につきましては、現在の設備で、現在の状況で対応できるものと考えております。

あと、この制度で何か変わることでございますが、こちらの今回の制度の主な目的となりますのは、子供の育ち、社会性や集団生活の経験を積ませたり、ゼロ歳児から3歳未満の子供に対して、そういう場を提供する。一時預かりのほうは、保護者の支援、育児支援、就労、病気等、一時的に保育ができなくなった場合

にお預かりするのが一時預かり。今回の制度については、子供の社会性等の経験を積ませたいということとして、園のほうでお預かりする際に、理由は一切不問となっております。

これまで入園できなかったお子さん、親御さんが、例えば専業主婦で、ご家庭にいらっしゃるとか、保育に欠けていない子供たちにつきましても、今後はこちらのこども誰でも通園制度でお試しではないですけれども、園の集団生活等の経験が積めるような制度になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○6番（中村正志君） ありがとうございました。ということは、今現在でもかなり未満児の方も保育園のほうに通園されているとは思うのですけれども、今後まだその中でも専業主婦等の基準に満たないで入れないでいる子、入れたくても入れないでいる子もいるということ、そういう方でも、まず今後入ることができるのだというふうに理解してよろしいのかなと思ったのですけれども、その辺の状況の人たちというのは軽米町に何人ぐらいいるのかなというふうなことも含めて、答弁いただければと思います。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 中村議員のご質問にお答えします。

今まで利用できなかったお子さんが使えるようになるというか、入園はできないのですけれども、保育に欠けていない子供とか、施設のほうは先ほど江刺家議員もご質問をなされておりましたが、月に大体10時間程度園のほうを利用できる制度となっております。現在そういう子供が何人いるかというご質問でございますが、今現在ゼロ歳児から3歳未満の方で園のほうを利用していない方が、今時点で14名程度いらっしゃいます。そちらの方につきましては、今後入園する方もいらっしゃると思いますので、本当に現在入園できていない方というのは、恐らくもっと少數、すみません、細かい数字はちょっと今手持ちにないので、恐らくもっと少ないものと認識しております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○議長（松浦満雄君） ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 軽米町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第4号 軽米町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5号、議案第5号 軽米町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 軽米町火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第5号 軽米町火入れに関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6号、議案第6号 軽米町水道事業給水条例及び軽米町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 軽米町水道事業給水条例及び軽米町下水道条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君）　起立全員です。

よって、議案第6号　軽米町水道事業給水条例及び軽米町下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号　令和7年度軽米町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○6番（中村正志君）　歳入歳出特に関係なく全体の中での質問でよろしいでしょうか。

○議長（松浦満雄君）　できるだけ簡便にお願いします。

○6番（中村正志君）　衛生費の保健衛生費でこころの相談精神科医師派遣委託料を補正していますけれども、多分当初予算でも予算措置をされているのではないかと思いますけれども、ここでまず改めてまた補正するということは、精神的な相談にかかる人が増えているという現状を踏まえてのことだと思うのですけれども、軽米町においての、そういうふうな方々の年代層とか、どういうふうな内容のものなのか、その辺のところをちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。

○議長（松浦満雄君）　健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君）　ただいまの中村議員のご質問にお答えいたします。

当初月1回、こころの相談を県立一戸病院の精神科の先生をお願いして委託料で予算をいただいているところですけれども、議員おっしゃったとおり、ここ10月頃からですけれども、こころの相談、精神保健相談を申し込む方が増えてきている現状です。月1回の相談では間に合わなくて、先生を月2回以上お願いしたい状況になっておりまして、相談にお越しいただく方々ですけれども、私どものところを信頼して相談に来てくださる方ですので、具体的には細かくはお伝えできないなと思うところもありますけれども、年代については、子供を持つ親御さんから高齢者の方を介護されている方も含め、心の不調を持っているご本人に限らずご家族の方からの相談もあるという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君）　中村正志君。

○6番（中村正志君）　多分そういう多くなっているということは、あまりいい状況ではないとは思うのです。ただ、逆に言えば、相談したくてもなかなか行けないというふうなものに対して相談して解決の道を探るということは、逆に言えばいい傾向なのかなというふうに思うところもございます。

もう一つ、こころの相談の部分で軽米町は、今まで自殺率が高いというふうなことでした。最近ちょっと議会ではあまり話題にしていませんけれども、自殺するような方というのは、逆に言えば、そういうふうな自らはそういう相談に行かない人た

ちのほうが多いのではないかというふうに予想されるのですけれども、その辺の自殺する率というのは、現在も今までと同様の高いほうなのかどうか、ちょっと関連で申しわけないですけれども、教えていただければと思います。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） ただいまの中村議員の質問にお答えいたします。

こころの相談の件数が増えていること、そのように解釈していただいて大変ありがたいと思っていました。このような相談を活用していただける方が増えていけばよいなと思っております。

自ら、自分で亡くなる方の割合ですけれども、年ごとに、やはり多いときもありますし、まず少ないときもあるということですけれども、経年に見ますと、減少している傾向にあると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） それでは、最後いいですか。中村正志君、最後の質疑です。

○6番（中村正志君） 最後とは。

○議長（松浦満雄君） 3回です。

○6番（中村正志君） 話題が違っても。

○議長（松浦満雄君） いや、この本会議場では3回。

○6番（中村正志君） ああ、そうですか。はい、分かりました。

福祉灯油ですけれども、福祉灯油、毎回12月になれば補正されるのですけれども、毎年同じことで、これは定例化といいますか、毎年補正しなければならないことなのか、毎回同じ考え方で年間予算の中で取っておいてもいい、何か後半毎年何年間かずっと福祉灯油というのが補正されているのですが、これは県がやるから町もやるということなのか。町独自で、そういう福祉灯油は毎回やりますよというふうなことのやり方なのか、この辺の考え方、福祉灯油の考え方は、どのようにお考えなのでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの中村議員のご質問にお答えします。

町としましては、こちらの事業につきましては、これまで県の事業に上乗せしてやっているという認識でございますので、これまでの間県のほうから事業のお知らせが来てから、こちらで補正でお願いしているという現状でございます。

今後につきましては、県のほうでどのような事業を出してくるのか、そういったこともございますので、これまでどおり県の動向を見ながら事業のほうは検討していくという体制でお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第7号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第8号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第9号 令和7年度軽米町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

中村正志君。

○6番（中村正志君） 今回初任給を大卒程度で月額1万2,300円、高卒程度で月額1万2,000円という引上げをするということで、これだけを見ると、かなりアップするのだなというふうに思ったのですけれども、そこで岩手県の人事委員会の勧告を受けて上げるということなのですけれども、ただ軽米町の場合、非常に給料そのものが低いというふうなことを今まで言われていて、私もたまたま調べてみたのですけれども、岩手県のホームページの中でありまして、令和6年度の給料比較が、全市町村、33市町村の中であったのですけれども、それを見て感じたのは、軽米町は県全体の中での市町村でも非常に低い状況にあるということを多分認識はされていると思うのですけれども、ここで民間との格差を是正したいというふうなことでの値上げになっておりますけれども、各市町村間における比較といいますか、そういうふうなことも踏まえての考え方はなかったのかどうか。

というのは、やはり給料自体が職員においての魅力のベースになるというか、魅力の一つにもなるのではないかと思うのですけれども、それが他市町村と比較して軽米町は給料が低いということが多分みんなが分かっていることだとは思うのですけれども、そういういった場合に、今までどおりでいいのかどうか。

今回ベースアップしたときに、昨日私調べたのでは、岩手県の町村のうちで最下位のほうなのですけれども、町では最下位です。町としては、軽米町は一番低い給料であると。町村でいえば、軽米町の下に3つの町村があるというふうな状況を比較したときに見ました。果たしてこれで、やはり軽米町の職員自体の魅力というのは、給料の魅力といいますか、そういうことにはちょっと欠けるのではないかと思うわけですけれども、その辺のところ。

ただ、これは、比較は年齢、それぞれの年代層平均所得ですので、それぞれの職員の年齢層が様々でしょうから、ちょっと一概にこれが正しい数値と言えるかどうか分かりませんけれども、ただここに載っている部分を見た場合には、そういうふ

うな順番がつけられているというふうなことを考えたときに、果たしてこれでいいのかなと。

今回ベースアップすることによって、この差は挽回できるのかどうか含めてちょっと教えていただければと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） ただいまの中村議員のご質問にお答えいたします。

1点目、市町村間の比較において、やはり軽米町は低いのではないか、それを是正する考えは今回の改定ではなかったのかということでございます。今回の改定につきましては、議員おっしゃるとおり民間との格差を解消するという意味で国の人事院勧告あるいは岩手県の人事委員会の勧告に基づいて、町も県に準拠しながらこれまで進めてまいりましたので、それを考えながらこのように給料表等を改正したものでございます。

ですので、給料表については、当然各自治体とは、国に準拠する自治体もございますので、若干の違いはありますが、給料表で考えますと、町も各自治体、他の市町村と決して引けを取つておるものではないということをまず1点目に申し上げます。

ただ、議員おっしゃるとおり、各給与の実態の調査あるいはよく示されますラスパイレス指数といった調査があって、その指数が提供されますが、そういった中では、やはり軽米町は下位のほうにずっとあるというのは事実でございます。ですので、その給料の引上げについてどうしたらいいかということで、当然若年層については、このように初任給を引き上げ、各自治体とも同様の足並みがそろうような形での引上げを行っておりますので、その辺は解消されておるとは思いますが、ただ順次昇格していくに当たりまして、その基準のほうが、やはり他自治体より遅くなっているという部分があつての給料自体の比較をされた場合に、低位になっているという状況が1つございます。

ですので、それを改善するということは決してできないわけではないと思いますが、順次その部分も見据えた形で今後は検討したい。前にも議員の皆様からは、やはり給与の待遇改善はして、他自治体と同様の、あるいは他自治体よりもより魅力的なものとなるように進めていくことで職員の確保も可能ではないかというご指摘等もいただいておる中で、やはり財政事情等も鑑みながら、その辺は検討していくかなければならないというふうな課題として認識はしております。

次に2点目、2点目の魅力についてはどうかということだったので、ただいまの回答と同じとなりますけれども、そういった形でやはり検討が必要かなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

○6番（中村正志君） 紹介の比較の仕方というのは、それぞれ統一されたものではない。

職員数の、職員の年齢層、それぞれ市町村違うので、一概にそのとおりだというわけにはいかないとは思うのですけれども、ただこのように岩手県のホームページの中に数字としての比較が示されておりますので、それで特に国の準拠方式によれば、軽米町が33市町村中33位であるという数字になっているわけです。だから、そういうふうなものを見た場合に、果たして軽米町に対してのイメージをどのように感じるのかなというふうなところ。やはりもしかして、軽米町に限らず他市町村でもあるようですけれども、若い人たちの転職、早く辞めてほかのほうに行くというふうな人たちもいると。その原因が何なのかは分かりませんけれども、こういうことも含めて考えられているのかなと思ったりしているわけです。

ですから、その辺も含めて考えていけば、やはり人事院勧告が何%というのは、どこでも同じことをやる。でも、ベースとなる金額は毎年同じことでしょうから、それに伴って上げても順番は変わらないというふうなことになると思うのですけれども、ですから思い切って軽米町のままであれをどんともう少し給料アップをして、例えば他市町村との比較をちょっと意識した上で順番を上に上げられるような状況を考えて、少し軽米町の職員としての魅力アップというふうなものを考えるべきではないかと思うのですけれども、これも町長の政策の一つだと思うのですけれども、この辺のところを町長はどのようにお考えなのか。

高卒程度で10年目であれば、28歳になります。これを給料今度やった場合に、給料計算をすると1か月25万1,000円と、ああ、この金額は議会のほうで議員報酬として要望している金額と同じだなというふうなことをちょっと比較してみて感じましたけれども、28歳でこれぐらいこれからはもらえるのだと。ああ、それと同じなのだなというふうに私はちょっと理解した。ですから、議員の報酬もそれぐらいになってくれればいいと思っていましたけれども、それはまた余談の話ですけれども、いずれ軽米町の魅力アップを図る上で一つの給料アップ、軽米町は少し給料は高いのだよというふうなイメージアップを図るために、やはり町長としての一つの、町民所得を上げるというふうな町長の公約にもあるようですから、町職員のその辺のところも含めて町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今中村議員がご指摘いただいたように、町の職員の給料と申しますか、ラスパイレス指数等も考えながら、非常に県下でも低いことは私も認識しております。それは、徐々にこれからも改善はしていかなければいけないと思っておりますけれども、ただいずれの会計年度任用職員の人員費等もございますので、トータルの人員費でどういうふうな状況になっているのか、そしてまた歳入歳出全体

の財政事情も鑑みながら、そしてまた、やはり町民に対しましても、いろんなこれから施策等を施しながら還元していかなければならぬ様々な施策等もございますので、そういったトータルで考えながら検討はしてまいりたいと思っております。

いずれにせよ、ラスパイレス指数、県下では非常に低いということは私も認識しておりますので、今後とも改善に向けた努力はしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第11号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第12号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第13号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第6号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第15号 令和7年度軽米町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第16号 令和7年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号 令和7年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和7年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第17号 令和7年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第18号 令和7年度軽米町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立全員です。

よって、議案第19号 令和7年度軽米町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査

○議長（松浦満雄君） 日程第20、総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

総務教育民生常任委員長から会議規則第75条の規定によって配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。総務教育民生常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、総務教育民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### ◎人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（松浦満雄君） 日程第21、人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

人口減少・少子化対策調査特別委員長から会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（松浦満雄君） 日程第22、委員会の閉会中の所管事務調査を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

---

○町長挨拶

○議長（松浦満雄君） ここで町長から発言を許されたい旨の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第19回軽米町議会定例会が閉会されるに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月1日に開会以来、本日までの10日間にわたり開催されたところであります。本定例会には、専決処分の承認を求める議案1件、条例の制定及び一部改正に関する議案10件、一般会計ほか補正予算に関する議案8件の合計で19件の議案を提出させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議をいただき、全議案についてご承認、ご議決賜りましたことを心から感謝を申し上げる次第であります。

一般質問におきましては、町政の各分野につきまして、多数のご質問をいただきましたが、いずれも真摯に受け止め、現状並びに課題の所在を十分に認識するとともに、議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等に配慮しつつ、今後の町勢発展のため努めてまいります。

つきましては、今後におきましても、議員各位のご協力、ご支援を賜りますよう、

よろしくお願いを申し上げます。

閉会に当たり、改めて議員各位の深いご理解とご協力に感謝を申し上げますとともに、軽米町のさらなる発展を祈念いたしまして、私の本定例会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第19回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

（午前11時03分）